○内閣府令第

号

金 商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の三十一、第二十七条の三十二及び第二十七

条の三十四において読み替えて準用する同法第二十一条の二第三項の規定に基づき、 特定証券情報等の提供

又は公表に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十年 月 日

内閣総理大臣 麻生 太郎

特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

有価 証券 金融商品取引法 (以下「法」という。) 第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項

の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

- 特定有 価 証券 法第五条第一 項に規定する特定有価 証券をいう。
- 三 発行者 法第二条第五項に規定する発行者をいう。

兀 特定証券情報 法第二十七条の三十一第一項に規定する特定証券情報をいう。

五. 発行者情報 法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。

六 事業年度 法第二十七条の三十二第一項に規定する事業年度をいう。

(特定証券情報の内容)

第二条 法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情報は、 次の各号に掲げる有価 証 一巻の区

当該各号に定める情報とする。 ただし、 第一号又は第二号に掲げる有価 証券について、 当該 情

報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合には、 金融庁長官の指示するとこ

ろによるものとする。

特定上場有価証券 (法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。) 又はその発行者が特

定取引所金融商品 市場 (同条第三十二項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。 以下この号にお

て同じ。)に上場しようとする有価証券 (以下「特定上場有価 証券等」という。) 当該特定上場 有価

証券等を上場し、 又は上場しようとする特定取引所金融 商 品 市場を開設する金融 商 品取 引 所 同 条第十

六項に規定する金融商品取引所をいう。) の定める規則 。 以 下 「特定取引所規則」という。) において

定める情報

二 特定店頭売買有価証券(金融商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号。第七条第五項第二

号において「令」という。) 第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価 証券をいう。

以下この号において同じ。) 又はその発行者が認可金融 商品取引業協会 (法第二条第十三項に規定する

認 可 金融 商 品 取引業協会をいう。以下この号において同じ。) に特定店頭売買有価証券として登録

うとする有 価 証券 。 以 下 「特定店頭売買有価証券等」という。) 当該 特定店頭売買有価 証 ||券等 を登録

又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則 (以 下 「特定協会規則」という。)に

おいて定める情報

前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する情報

2 前項各号に定める情報には、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める事項に関する

情報を含むものとする。

有価 証 券 (次号に掲げる有価証券を除く。) 次に掲げる事項 (当該有価証 券の発行者 が既に 年間

継続して企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年大蔵省令第五号) 第九条の三第二項に規定

する有価証券報告書 (当該有価証券が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十七

年大蔵省令第二十六号) 第一条第一号に規定する外国債等である場合には、 同令第六条の二第二項に規

定する有価証券報告書) を提出している場合は、その旨並びにイ及び口に掲げる事項)

イ 当該情報が特定証券情報である旨

ロ 当該有価証券に関する事項

ハー当該有価証券の発行者が発行者である当該有価証券

証券以外の有価証券に関する事項

(国又は地方公共団体を除く。

の事業及び経理に関する事

項

一 特定有価証券 次に掲げる事項

当該

有

価

証券の

発行者

イ 当該情報が特定証券情報である旨

ロ 当該有価証券に関する事項

ハ 当該有価 証券に係るファンド (特定有価証券の内容等の 開示に関する内閣府令 (平成五 年大蔵省令

第二十二号)第一 条第九号に規定するファンドをいう。)、 管理資産 (同 条第九号の二に規定する管

理資産をいう。)その他これに準ずる財産又は資産 (二及び第七条第三項第二号において 「運用資産

等」という。)の内容及び運用に関する事項

二 運用資産等の運用を行う者に関する事項

(特定証券情報の提供又は公表の方法

第三条 特定証 券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、

当該各号に定める方法により行わなければならない。

特定上場有

価

証

券等

特定取

引所規則において定める公表の方法

特定店頭売買 (有価) 証 券等 特定協会規則において定める公表 \mathcal{O} 方法

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法

(参照方式による特定証券情報の提供又は公表

第四条 法第二十七条の三十一第三項に規定する内閣府令で定める期間は、 年間とする。

2 法第二十七条の三十一第三項に規定する発行者が特定証券情報を提供し、 又は公表しようとする場合に

は、 当該特定証券情報に、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める方法により、 当該

発行者 (当該有価証券が特定有価証券である場合にあっては、 当該有価証券又は当該有価証券の発行者が

発行する同一種類の有価証券(法第四条第三項第三号に規定する同一 種類の有価証券をいう。))に係る

参照情報 (法第二十七条の三十一第三項に規定する参照情報をいう。)を参照すべき旨を表示しなければ

ならない。

特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める方法

特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める方法

前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法

法第二十七条の三十一第三項に規定する内閣府令で定める情報は、

応じ、 当該各号に定める情報とする。 3

有価証券(次号に掲げる有価証券を除く。) 第二条第二項第一号ハ及びニに掲げる事項に関する情

報

特定有価 証券 第二条第二項第二号ハ及びニに掲げる事項に関する情報

(特定証券情報 の訂正

第五条 法第二十七条の三十一第四項に規定する内閣府令で定める場合は、 次の各号に掲げる場合とし、 同

次の各号に掲げる有価証券の区分に

項に規定する内閣府令で定める期間は、 それぞれ当該各号に定める期間とする。

が 行 当該特定証 われてい る場合をいう。 |券情報に係る有価証券について開示が行われている場合 以下同じ。)に該当することとなった場合 (法第四条第七項に規定する開示 当該特定証 券情報の提供又は

公表をし た日 から開示が行わ れている場合に該当することとなった日までの 期間

当該 特 定証 券情 報に係る有価 証 券が ~消却、 償還その 他 \mathcal{O} 理 由により存 しないこととなった場合 当該

特定 証 券情報 の提供又は公表をした日 から当該有価 証 券が 存 しないこととなった 日 ま で \mathcal{O} 期

2 法第二十七条の三十 第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により訂 正 特定証券 参情 報 同 項に規定する訂 正 特定証 券情 報 を いう

以下この項において同じ。)の提供又は公表をしなければならない発行者は、 次の各号に掲げる有価 証

券の区分に応じ、 公表した方法と同一の方法により、 当該各号に定める方法により、 当該訂正 特定証券情報を当該特定証券情報に係る特定勧 当該訂正特定証券情報に係る特定証券情報を提供し、 又

誘等

(同

は

の三十一第一 項に規定する特定勧 誘等をいう。 第八条第一 項第二号において同じ。) の相手方及び当該特

定勧誘等に係る有価 証券 \mathcal{O} 所 有者に対して提供 į 又は 公表しなければならない。

特定上場有価 証券等 特定取引所規則において定める方法

- 二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める方法
- \equiv 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法
- 3 前 項に規定する所有者とは、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める者をいう。
- 有価 証券 (次号に掲げる有価証券を除く。) 株主名簿 (協同 組織 金融 機関 の優先出資に関す んる法律

(平成五 年法律第四十四号) 第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿を含み、 当該有. 価 証 券が .株券

以外 \bigcirc 有 価 証 券である場合には、 その 所有者の 名簿) に所有者として記載され、 又は 記 録され てい る者

外国又は外国 1の者の 発行する有価 証 券 当該 以有価! 証 券の 保管の委託を受けてい る金融 商 品品 取 引 業者等

(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。) の有する当該有価証券の所有者の名簿に 、記載

されている者

(特定証券等情報を公表しなければならない期間)

第六条 前 条第 項の 規定は、 法第二十七条の三十一第五項に規定する内閣 府令で定める場合及び内]閣府令

で定め る期間 に **つ ,** \ て準用する。 この場合において、 前条第一 項中 「提供又は公表」とあるのは、 「公表

と読み替えるものとする。

(発行者情報の内容等)

第七条 法第二十七条の三十二第一項の規定により発行者情報の提供又は公表をすべき発行者は、 次の各号

に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める方法により行わなければならない。

- 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める公表の方法
- 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める公表の方法
- \equiv 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法
- 2 法第二十七条の三十二第一項に規定する内閣府令で定める情報は、 次の各号に掲げる有価 証券の区分に

当該各号に定める情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について、 当該情報と

することが公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合には、金融庁長官の指示するところに

よるものとする。

- 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める情報
- 二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める情報
- \equiv 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する情報

3 前項各号に定める情報には、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める事項に関する

情報を含むものとする。

有価証券(次号に掲げる有価証券を除く。) 次に掲げる事項

イ 当該情報が発行者情報である旨

口

当該

有

価

ハ 当該 有 価 証 券の 発行者 (国又は地方公共団体を除く。 \mathcal{O} 事業及び経理に関する事項

証券の発行者が発行者である当該有価証券以外の

有価証券に関する事項

一 特定有価証券 次に掲げる事項

イ 当該情報が発行者情報である旨

運用資産等の内容及び運用に関する事項

口

ハ 運用資産等の運用を行う者に関する事項

4 法第二十七条の三十二第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、 次の各号に掲げる場合とし、 同

項に規定する内閣府令で定める期間は、 それぞれ当該各号に定める期間とする。

当該発行者が発行者である有価証券が特定有価証券である場合 当該有価証券に係る特定期間 (法第

一十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。)

当該発行者が会社以外の者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 事業年度又はこれに準ずる期

ž

5

間

法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、 次の各号に掲げる場合とす

る。

法第二十七条の三十二第一項各号に定める有価証券又は当該有価証券の発行者が発行する他の有価証

券について開示が行われている場合に該当する場合

二 法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第二条の十二の二第一項の規定により特

定投資家向け有価証券 (法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。 第八条第一項にお

いて同じ。)に該当しなくなった場合

法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券の発行者が、 金融庁長官に対し、 同 |項の| 規定に

よる発行者情報の提供又は公表をしないことについての承認を申請 した場合であって、 金融庁長官が

当該発行者が次のいずれかに該当するものと認めることにより、 発行者情報 (当該申請のあ った日 の属

する事業年度から次のいずれかに該当しないこととなる日の属する事業年度までの事業年度に係るもの

に限る。)の提供又は公表をしないことを承認したとき。

イ 清算中の者

ロ 相当の期間事業を休止している者

6 前 項第三号の承認は、 同号に規定する発行者が同号に規定する申請に係る承認申請書に、 次の各号に掲

げ る発行者の区分に応じ、 当該各号に定める書類を添付して提出することを条件として、 行わ れるものと

する。

第五条第三項第一号に掲げる有価証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款その他これに準ずる書類

口 当該発行者が前項第三号イに掲げる者である場合には、 解散を決議した株主総会 (相互会社にあっ

ては社員総会又は総代会、 社団たる医療法人にあっては社員総会) の議事録 の写し及び解散 \mathcal{O} 登記を

した登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

ノヽ

当該 発行者が前項第三号ロに掲げる者である場合には、 事業の休止の経緯及び今後の見通しについ

て記載した書面

- 二 前号に掲げる発行者以外の発行者 次に掲げる書類
- イ 前号に定める書類
- 口 当該 承認 申請書に記載された当該発行者の代表者が、 当該承認申請書 の提出に関し正当な権限を有

する者であることを証する書面

当該発行者が、 本邦内に住所を有する者に当該承認申請書の提出に関する一 切の行為につき当該発

(発行者情報の提供又は公表を要しない場合)

行者を代理する権限を付与したことを証する書面

第八条 法第二十七条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、 同条第一項本文の規定の適用を

受けない発行者が発行する有価 |証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなった場合で、次の各号

(法第四条第三項第四号に掲げる有価証券に該当することとなった場合にあっては、 第一号に限る。)に

掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

当該有価 証券又は当該発行者が発行する他の有価証券について開示が行われている場合に該当する場

合

当該有価証券がその特定勧誘等につき法第二十七条の三十一第一項の規定の適用を受けることにより

同条第二項の規定により提供又は公表が行われた特定証券情報に、 当該特定証券情報の提供又は公表

が行われた日 の属する事業年度の直前事業年度に係る第二条第二項第一号ニ又は第二号ハに掲げ る事 項

に関する情報が含まれている場合

当該有 価 証 .券が法第四条第三項第三号に掲げる有価証券に該当することにより特定投資家向

券となった場合

2

法第二十七条の三十二第二項の規定により発行者情報を提供し、又は公表すべき発行者は、 次の各号に

掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める方法により、 当該発行者情報を当該有価 証券の所有者(

第五条第三項に規定する所有者をいう。 次条において同じ。) に対して提供し、 又は公表しなければなら

ない。

特定上場有価 証券等 特定取引所規則において定める公表の方法

特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める公表の方法

け有価

証

 \equiv 前二号に掲げる有価証券以外の有価は 証券 金融庁長官が指定する方法

(発行者情報の訂正)

第九条 法第二十七条の三十二第三項の規定により訂正発行者情報 (同項に規定する訂 正発行者情報をいう

以下この条において同じ。) 0) 提供又は公表をしなければならない発行者は、 次の各号に掲げる有価 証

券の区分に応じ、 当該各号に定める方法により、 当該訂 正 発行者情報に係る発行者情報を提供 又は 公

表した方法と同 の方法により当該訂正発行者情報を当該発 行者情報 を提供 した相手方及び当該有 価 証

一 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める方法

 \mathcal{O}

所有者に対して提供

Ļ

又は

公表しなけ

ればならな

一 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める方法

 \equiv 前 二号に掲げる有価証券以外の有価 証 券 金融 庁長官が指定する方法

(発行者等情報を公表しなければならない期間

第十条 法第二十七条の三十二第四 項に規定する内閣府令で定める場合は、 次の各号に掲げる場合とし、 同

項に規定する内閣府令で定め る期間 は、 それぞれ当該各号に定める期間とする。

券

第七条第五項各号に該当することとなった場合 当該公表をした日から当該各号に該当することとな

った日までの期間

当該発行者情報に係る有価証券が消却、 償還その他の理由により存しないこととなった場合 当該発

行者情報の公表をした日から当該有価証券が存しないこととなった日までの期間

(多数の者の知り得る状態に置く措置)

第十一条 法第二十七条の三十四において読み替えて準用する法第二十一条の二第三項に規定する多数 の者

 \mathcal{O} 知り得る状態に置く措置は、 次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 当該各号に定める方法その 他の

手段により行われる措置とする。

一 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める方法

二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める方法

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法

附則

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。